



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目 次 (*については県法規集登載事項)

○ 告示

- 709 平成17年度地籍調査事業計画の策定 (地域振興課)
- 710 生活保護法による指定介護機関の変更
(福祉保健総務課)
- 711 保安林の指定
(森林整備課)
- 712 " "
(")
- 713 土地改良事業の工事完了届
(農村計画課)
- 714 基本測量の終了
(技術調査課)
- 715 道路の位置の指定
(都市政策課)

○ 選挙管理委員会告示

- *35 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正

○ 公告

- 河川整備計画案の縦覧
(河川課)

告 示

和歌山県告示第709号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により平成17年度地籍調査事業計画を定めたので同条第5項の規定により公示する。

平成17年4月15日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 調査を行う者の名称

和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、野上町、美里町、打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町、岩出町、かつらぎ町、九度山町、高野町、花園村、湯浅町、広川町、吉備町、金屋町、清水町、美浜町、日高町、由良町、川辺町、中津村、美山村、龍神村、印南町、みなべ町、白浜町、中辺路町、大塔村、上富田町、日置川町、すさみ町、那智勝浦町、古座川町、熊野川町、本宮町、北山村、串本町

2 調査区域

別表1参照

3 調査期間

平成17年4月15日から平成18年3月31日

別表1

都市	市町村名	区域名
----	------	-----

和歌山市	和歌山市	井戸の一部 相坂の一部 馬場の一部 湯屋谷の一部 谷の一部 上黒谷の一部 北別所の一部 上野の一部
海南市	海南市	阪井の一部 沖野々の一部 木津の一部 且来の一部
橋本市	橋本市	学文路の一部 御幸辻の一部 山田の一部 吉原の一部 神野々の一部 彦谷の一部 菖蒲谷の一部 野の一部 平野の一部
有田市	有田市	宮原町滝の一部 宮原町道の一部 宮原町新町の一部
御坊市	御坊市	湯川町財部の一部 野口の一部 藤田町吉田の一部 熊野の一部
田辺市	田辺市	芳養町の一部 上芳養の一部 中芳養の一部 上秋津の一部 上野の一部 中三栖の一部 稻成町の一部
新宮市	新宮市	佐野の一部 三輪崎の一部
海草郡	野上町	動木の一部 小畠の一部 吉野
那賀郡	打田町	鎌滝の一部 永谷 谷の一部
	粉河町	中三谷の一部 西三谷の一部 東国分の一部 古和田の一部

		大字中津川の一部 大字井田の一部 大字荒見の一部 大字東野の一部 大字南志野 大字馬宿の一部 大字勝神の一部 大字上田井の一部 大字下丹生谷の一部		吉備町	下津木の一部 上津木の一部
	那賀町	大字名手上の一部 大字西野山の一部 大字江川中の一部 大字名手市場の一部 大字名手西野の一部		金屋町	田口の一部 大谷の一部 井口の一部 吉見の一部 賢の一部 船坂の一部
	桃山町	神田の一部 最上の一 大字調月の一部	日高郡	清水町	生石の一部 長谷川の一部 西ヶ峯の一部
	貴志川町	大字岸宮の一部		美浜町	下湯川の一部 遠井の一部 押手の一部
	岩出町	大字根来の一部 大字北大池の一部 大字東坂本の一部 大字野上野の一部 大字今畑の一部 大字相谷の一部 大字新田広芝の一部 大字船戸の一部 大字原 大字西安上 大字尼ヶ辻 大字山崎 大字清水の一部 大字金池の一部 大字東坂本の一部		日高町	和田の一部 田井の一部 吉原の一部
伊都郡	かつらぎ町	三谷の一部 兄井の一部 佐野の一部 新城の一部 東谷の一部 滝の一部 三谷の一部 柏木の一部 日高の一部		由良町	志賀の一部 原谷の一部 比井の一部 萩原の一部 津久野
	九度山町	北又の一部 上古沢の一部 下古沢の一部 笠木の一部		川辺町	網代の一部 江ノ駒の一部 衣奈の一部 吹井の一部
	高野町	林の一部 南の一部 東又		中津村	千津川の一部 山野の一部 藤野川の一部
	花園村	梁瀬の一部	西牟婁郡	美山村	三佐の一部 田尻の一部 高津尾の一部 船津の一部 佐井の一部
有田郡	湯浅町	栖原の一部 湯浅の一部 田の一部		龍神村	大字愛川の一部 大字熊野川の一部
	広川町	河瀬 前田の一部		印南町	大字福井の一部 大字柳瀬の一部
				みなべ町	大字島田の一部
				白浜町	東本庄の一部 清川の一部 気佐藤の一部 芝の一部 山内の一部
				中辺路町	保呂の一部 庄川の一部 十九淵の一部 富田の一部 内ノ川の一部
					石船の一部 高原の一部 近露の一部

東牟婁郡	大塔村	鮎川の一部 下川下の一部 合川の一部 面川の一部		本宮町	大山の一部 日足の一部
	上富田町	朝来の一部 生馬の一部		北山村	静川の一部 三越の一部 蓑尾谷の一部 野竹の一部
	日置川町	田野井の一部 安宅の一部		串本町	大字竹原の一部
	すさみ町	江住の一部 周參見の一部			鰐野川の一部 姫川の一部
	那智勝浦町	大字中里の一部			
	古座川町	直見の一部			
	熊野川町	上長井の一部 西の一部 東の一部			

和歌山県告示第710号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関の変更について届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年4月15日

和歌山県知事 木村 良樹

変更事項(届出者の名称及び指定事業所の名称)		主たる事務所の所在地	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
旧	新				
山口整形外科温泉クリニック	山口整形外科	新宮市峰伏3番27号	新宮市峰伏3番27号	通所リハビリテーション	平成17.3.1

和歌山県告示第711号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成17年4月15日

和歌山県知事 木村 良樹

1 保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字小阪字大戸
1889の1、1890の3、1891の1、1891の6、大字口色川字鳴瀧3634、
3635の1、3635の5、3635の8、3636の3、3636の6、3637の1、
3641の2、3642の1、3644、3645、3645の1、3647の1、3647
の4、3648の3、3649、3650の1、3651の1、3651の6、3654の1、
3654の3、3655から3658まで、3658の1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山

県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第712号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成17年4月15日

和歌山県知事 木村 良樹

1 保安林の所在場所 東牟婁郡串本町里川字葛葉谷口61、
62、63の1・64から69まで(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)、字大山川筋920、921から924まで(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、925、926、927(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

平成17年4月15日(金曜日)

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第713号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成17年4月15日

和歌山県知事 木村 良樹

- 1 事業名 那賀町営土地改良事業(中山間地域総合整備事業
麻生津地区)
- 2 同意年月日 平成15年3月31日
- 3 事業主体 那賀町
- 4 工事を完了した時期 平成17年2月23日

和歌山県告示第714号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき国土地理院長から基本測量を終了する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成17年4月15日

和歌山県知事 木村 良樹

- 1 作業の種類 基本測量(基本重力測量)
- 2 作業期間 平成16年5月24日から平成17年3月18日まで
- 3 作業地域 和歌山市
西牟婁郡串本町

和歌山県告示第715号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年4月15日

和歌山県知事 木村 良樹

指 定 番 号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2824	海南市船尾字 中濱238番3の 一部	和歌山市新生 町2番5号 東不動産株式 会社 代表取締役 東行男	平 成 17. 4. 6	5.00	27.56

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第35号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成17年4月15日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

第1項の表中	国保橋本市民病院 医療法人南労会紀和リハビリテーション病院	橋
--------	----------------------------------	---

本市東家一丁目3番8号 本市神野々1103番地	国保橋本市民病院
----------------------------	----------

を

橋本市東家一丁目3番8号

に改める。

公 告

公 告

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第4項の規定に基づき、河川整備計画に関係住民の意見を反映させるため、当該整備計画案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該河川整備計画案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成17年4月15日

和歌山県知事 木村 良樹

- 1 対象水系名

加茂川水系

- 2 関係市

海南市

- 3 河川整備計画案の縦覧場所

和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県情報公開コーナー(同上)

和歌山県海草振興局建設部海南工事事務所(海南市南赤坂19番地)

海南省都市整備部土木課(海南省日方1525-6)

海南省下津行政局建設課(海南省丸太217-1)

- 4 縦覧期間

平成17年4月18日(月)から平成17年5月9日(月)まで